

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第25条の規定に基づき役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員のうち会長には、月額報酬を支給する。
- (2) 会長を除く役員には、報酬を支給しない。

ただし、役員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(報酬の額)

第4条 会長に支給する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法等)

第5条 報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、毎月21日に支払う。ただし、支払日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給するものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

役職	区分	報酬額
会長	非常勤	月額 30,000円

※この報酬は、会長がその職務の遂行のため月に10日以上、法人に赴き、法人の運営業務について支給する。